

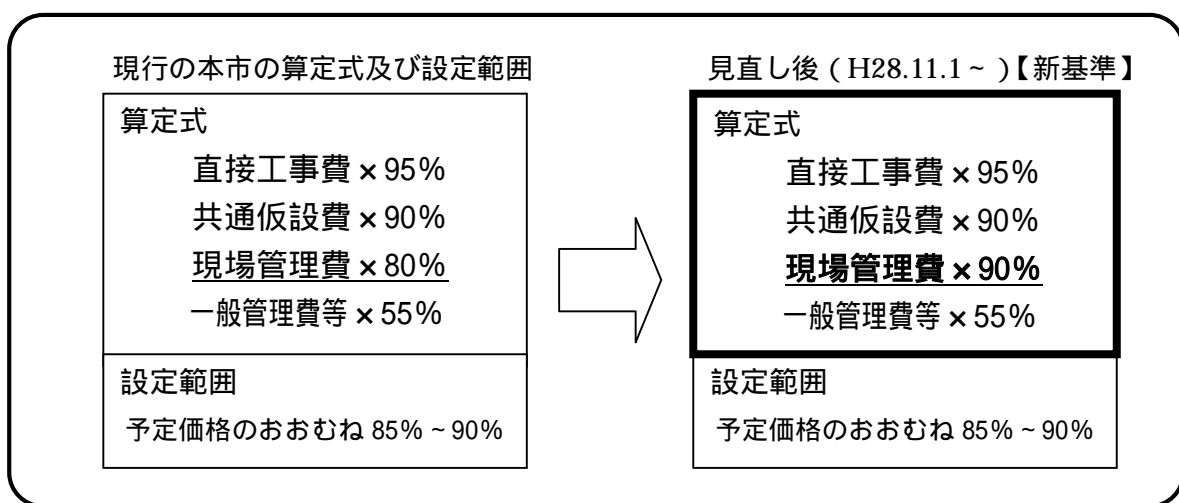
平成 28 年 10 月 18 日

建設工事の入札に係る最低制限価格の見直しについて

今般、品質確保、ダンピング受注防止の観点から、国が低入札価格調査基準価格の算定式のうち、現場管理費の算入率を見直したことに伴い、本市においても最低制限価格の算定式の見直しを行うこととしましたので、お知らせします。

1 見直しの内容

本市の最低制限価格の算定式のうち、現場管理費の算入率を「80%」から「90%」に変更します。なお、設定範囲については、変更ありません。



最低制限価格の具体的な額は、設定基準により算出された額に、一定の範囲内で調整を加えた上で決定することとしております。

2 実施時期

平成 28 年 11 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

3 その他

新しい算定式への移行に当たり、新旧の算定式による最低制限価格が混在した入札が執行される期間が生じるため、平成 28 年 12 月末日までに行う入札公告又は指名通知において、新しい算定式による最低制限価格を設定する場合には、その旨を付記することとします。

事務担当：いわき市財政部
契約課工事契約係
電話 0246(22)7419